

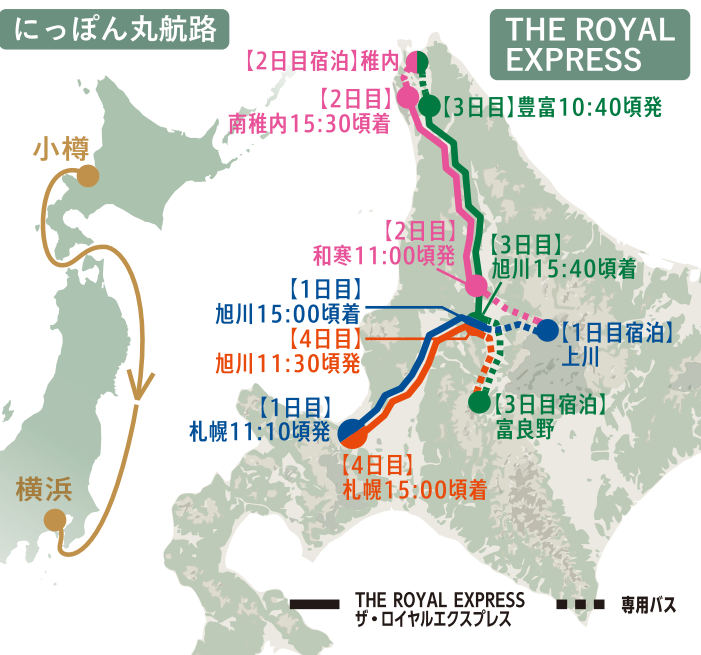
THE ROYAL EXPRESS HOKKAIDO SPECIAL CRUISE
～THE ROYAL EXPRESS・NIPPON MARU～



～ザ・ロイヤルエクスプレス・にっぽん丸～

運行ルート・出発日（5泊6日）

- ・出発地／札幌駅 ・到着地／横浜港
 - ・ご宿泊先／1泊目：フラテッロ・ディ・ミクニ ヴィラ
またはホテル大雪 ONSEN & CANYON RESORT
2泊目：サフィールホテル稚内
3泊目：富良野リゾートオリカ
4泊目～5泊目：NIPPON MARU
 - ・食事回数／朝5回・昼6回・夕5回
 - ・添乗員／同行いたしません、クルーがご案内いたします。
 - ・募集人員／14組 最大28名
 - ・最少催行人員／16名
 - ・ご注意とご案内／お申し込みは中学生以上の
お客さまに限らせていただきます。
 - ・バス運行会社／株式会社じょうてつ
 - ・船舶運航会社／商船三井クルーズ株式会社
- 出発日およびご旅行代金 2025年9月12日（金）出発



	1泊目 選択制	2泊目 サフィールホテル稚内	3泊目 富良野リゾートオリカ	4～5泊目 にっぽん丸	設定 客室数	ご旅行代金（お1名様あたり）税込	
						2名1室利用	1名1室利用
4-A	ホテル大雪 ONSEN & CANYON RESORT 「和房 雪花」展望風呂付客室（和洋室）	デラックスツイン	デラックスツイン	オーシャンビュースイート（バス付）	2	1,260,000円	1,900,000円
4-B	ホテル大雪 ONSEN & CANYON RESORT 「和房 雪花」展望風呂付客室（和洋室）	デラックスツイン	デラックスツイン	デラックスツイン（バス付）または デラックスベランダ（バス付）	6	1,190,000円	1,770,000円
4-C	フラテッロ・ディ・ミクニ 「ヴィラ・フィオーレ」※1棟3室	スタンダードツイン	デラックスツイン	スーペリアツイン（シャワー付）	3	1,060,000円	1,530,000円
4-D	フラテッロ・ディ・ミクニ 「ヴィラ・フォレスト」	デラックスツイン	ジュニアスイート	ビスタスイートルーム（バス付）	2	1,320,000円	——
4-E	フラテッロ・ディ・ミクニ 「ラ・ヴィラ」	ロイヤルスイート	グランドスイート	ビスタスイートルーム（バス付）	1	1,440,000円	——

3名様、4名様でのお申込みは2部屋利用となります。

写真はイメージです



THE ROYAL EXPRESS HOKKAIDO SPECIAL CRUISE
 ~THE ROYAL EXPRESS・NIPPON MARU~



～ザ・ロイヤルエクスプレス・にっぽん丸～

1日目 大雪に魅せられて

上川



層雲峡



2日目 最果ての地に思いを馳せて

宗谷岬



白い道



3日目 感動の鉄道旅 宗谷本線

宗谷本線



オロロンライン



4日目 美しさ、煌めく旅

パッチワークの丘



THE ROYAL EXPRESS

THE ROYAL EXPRESS

写真は全てイメージです

THE ROYAL EXPRESS HOKKAIDO SPECIAL CRUISE ～THE ROYAL EXPRESS・NIPPON MARU～



THE ROYAL EXPRESS NIPPON MARU

碧く煌めく海
北海道に想いを馳せ
人生を彩る
煌めく旅。



4日目～6日目

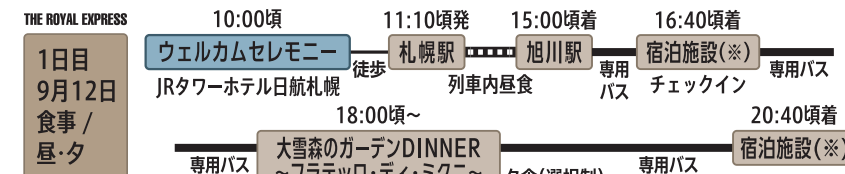


部屋の一例



～NIPPON MARU～

旅行日程 [出発日] 2025年9月12日(金)



※宿泊施設は「ホテル大雪 ONSEN & CANYON RESORT」または「フラテッロ・ディ・ミクニ ヴィラ」札幌を出発し、日本最北端の地への旅が始まります。昼食は千歳のミシュラン2つ星の名店「北の華はやし」。北海道ならではの極上の江戸前の握りをお楽しみください。どこまでも広がる平野の車窓とともに至福の刻を感じることでしょ。上川では大雪山の麓でゆったりと流れる時間と空間の中、フラテッロ・ディ・ミクニで厳選した地元食材の優雅なディナーをお楽しみください。



上川をバスにて出発し、最北端へ向かう宗谷本線と和寒駅へ。かぼちゃ日本一の収穫量を誇る和寒町の名店「冬音」がこのエリアでしか食べることができない一皿でみなさまをおもてなしいたします。そして天塩川の清流を臨みながら駆け抜けるTHE ROYAL EXPRESS。南稚内駅下車後向かうのは最北端の宗谷岬。最果ての地に想いを馳せながら絶景をお楽しみください。夕食は稚内ならではの「たこしゃぶ」をご用意しております。「たこしゃぶ発祥の地」で稚内の味をご堪能ください。

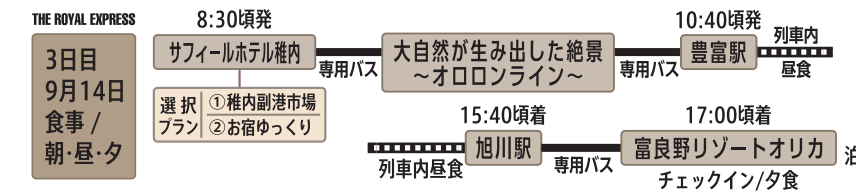
NIPPON MARU
4日目(夕)
～6日目
食事/
朝2回 昼2回 夕2回

にっぽん丸スケジュール THE ROYAL EXPRESS・NIPPON MARU

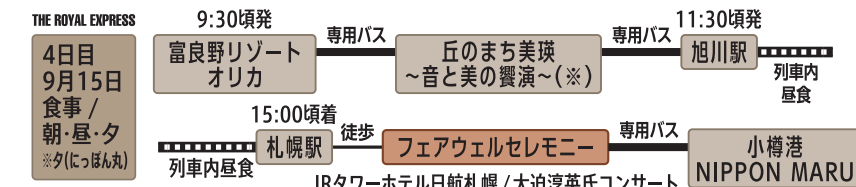
日程	寄港地	入港	出発
9月15日(月)	小樽		19:00発
9月16日(火)	航海日	—	—
9月17日(水)	横浜	14:30着	

●横浜港にて解散となります。
※旅行代金に含まれるもの(にっぽん丸): 旅行日程に明示した船舶の運賃、客室料金、食事

THE ROYAL EXPRESS HOKKAIDO SPECIAL CRUISE



バスにて絶景のオロロンラインへ。海岸線には美しい利尻富士や丘陵部に立ち並ぶ風車群、どれをとっても開放感あふれる美しい景観美に心酔いしれることでしょう。豊富駅からTHE ROYAL EXPRESSに乗り。ノスタルジックな駅舎、線路を眺めながらの鉄道旅。道北の地域の魅力に触れあいながらオンラインワンの旅をお届けします。昼食は「樺太食堂」から道北の海ならではのお料理をご提供いたします。



旭川駅からTHE ROYAL EXPRESSは札幌駅へ。昼食は色鮮やかに彩る農園レストラン「AGRISCAPE」のフレンチをお楽しみください。フェアウェルセレモニーではSPECIAL CRUISEならではの太田淳英氏のコンサートで旅を彩ります。そして水の都小樽からにっぽん丸クルーズを存分に楽しみください。

※荒天等により変更になる
場合がございます。

THE ROYAL EXPRESS
ザ・ロイヤルエクスプレス

HOKKAIDO CRUISE CONCERT

札幌でのフェアウェルセレモニーを
彩るのは特別な音楽で。北海道ク
ルーズの思い出を巡らせながら特別
な刻をお届けいたします。



写真は全てイメージです

お申込みから出発までの流れ[第6期 2025年8月～9月出発]

1	資料請求	THE ROYAL EXPRESSにご興味をお持ちいただきましたらツアーデスク(TEL03-6455-0644)にお電話いただくか、 ホームページ ザ・ロイヤルエクスプレス 検索 より資料をご請求ください。
2	お申込み	郵送もしくはホームページでお申込みください。 お申込み多数の場合は抽選とさせていただきます。 【郵送によるお申込み】 2025年4月3日(木)から5月6日(火)必着 【ホームページからのお申込み】 2025年4月3日(木)から5月6日(火)23:59締切
3	抽選結果のご連絡	＜5月14日(水)以降＞ 抽選結果はTHE ROYAL EXPRESSツアーデスクから郵送でお知らせいたします。 ※抽選結果に関するお問い合わせはご遠慮ください。
4	お申込みの 手続き	「ご旅行案内書」を送付いたしますので、指定日までのお支払いをお願いいたします。お支払いをもって、ご旅行の契約が成立となります。 ※お支払いは、クレジットカードまたはお振込みにて承ります。なお、クレジットカードでのお支払いを希望される場合は、お申込み時にメールアドレスの登録が必要となります。 ※ご旅行契約成立後のキャンセルは、お申し出日より所定のキャンセル料が発生いたします。

5	ツアー催行可否のお知らせ	お申込みいただいたツアーが中止の場合には遅くともご出発日の1ヶ月前までにお知らせいたします。
6	事前のお伺い	＜6月中旬以降＞ ご旅行の契約成立後送付いたします「お伺い書」をもとに、事前の確認をさせていただきます。また、当社指定の前後泊ホテルなども承ります。
7	最終日程表のご送付	ご集合場所や時間、行程などを明記した最終確認書をご旅行出発2週間前までにお送りいたします。(パンフレット記載の日程は変更となる場合がありますので、最終確認書で必ずご確認ください。)
8	ご出発前のご連絡	出発の約10日前にツアーデスクから最終確認のお電話をさせていただきます。 ご不明な点についても承りますので、お気軽にお申しつけください。
9	ご出発当日	最終確認書に記載されております時刻までにご集合場所へお越しください。



THE ROYAL EXPRESS

ご利用に際して ご注意とご案内 お申込み前に必ずお読みください。

この旅行は東急(株)(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型旅行契約を締結することになります。

お申込みについて

- ①お申込みは中学生以上(ご出発日時点)のお客さまに限らせていただきます。
- ②18歳未満のお客さまのみでご参加の場合は保護者の同意が必要です。
- ③お申込み多数の場合は抽選となります。抽選結果のご連絡はお申込み者さまにいたします。
- ④1回のお申込みで最大4名様までお申込みいただけます。5名様以上でのお申込みの場合は、お問い合わせください。
- ⑤重複でのお申込みはご遠慮ください。重複の場合、お申込みが全て無効となります。
- ⑥ご旅行契約成立後にやむを得ずお客さまが交替になる場合は、手数料として10,000円/人(税込)をいただきます。旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客さまの当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。また、当社は交替をお断りすることがあります。なお、お客さま全員が交替となる場合につきましてはお取消し扱いとさせていただきます。
- ⑦アレルギー対応につきましては、予めツアーデスクにご相談ください。対応できない場合もございます。
- ⑧健康を害している方、車いすなどの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、妊娠中の方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方、その他特別な配慮を必要とされる方は、お申込みの際にその旨をお申し出ください。
※当社は、可能かつ合理的な範囲でご対応させていただきます。
※ご旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者や同伴者の同行、医師の診断書の提出をお願いさせていただく場合がございます。

旅行代金について

- 旅行代金には旅行日程に明示した全行程の鉄道運賃・料金、列車内サービス、食事代、列車内での飲料代金、当社が定めた宿泊施設における宿泊料金、専用車の料金、荷物託送代金、観光に関わる料金(フリー観光などの一部を除く)および消費税等を含みます。
ただし出発地まで、および解散地からの交通費、クリーニング、電話料金、追加飲食代など個人的性質の諸経費、およびそれに伴う税・サービス料は含まれません。

ショッピングについて

- 観光地でのショッピングにつきましては、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますので商品の確認などを必ず行ってください。

取消し等について

- ご旅行の取消しは、「THE ROYAL EXPRESSツアーデスク」の営業時間内に限り、お電話で受け付けます。お申し出日より取消料が発生いたします。
※営業時間を変更する場合は、ホームページでご案内いたします。
- ご出発日、客室タイプ、コースの変更は一旦取消しとなり、取消料対象日にあたる場合は取消料が発生

- します。また改めて予約の際、満室等で予約できない場合がございます。
- ご同行者がキャンセルとなり、お一人様のみでの参加となる場合は、1名様分のキャンセル料金の他に「1名様利用の場合の旅行代金」が適用となり、旅行代金の差額が必要となります。

列車内・旅先での服装について

- 列車内はスマートカジュアルのご着用をおすすめします。
- 観光地での服装につきましては旅のガイドをご確認ください。

行程について

- 交通機関の遅延、不通、経路変更、悪天候や自治体の要請、安全を踏まえた鉄道事業者からの要請等の事由により、旅行日程の変更、目的地や滞在時間の短縮、観光地の変更や削減、列車の運休に伴うバス等での運行となる場合がございます。その場合、旅行契約上の責任は負いかねますが、当初日程に従った旅行サービスをご提供できるよう努力いたします。

その他

- 車内ではお持ち込みの飲食物をお召し上がりいただけません。
- お客さまのご都合で行程の一部をご利用されなくても返金はいたしかねます。
- ペットの同伴はご遠慮ください。
- インターネットオークション等での第三者への権利譲渡や転売はご遠慮ください。転売等の行為があった場合、旅行契約の締結をお断りする場合がございます。
- 旅行を安全かつ円滑に実施するため、契約時または出発当日に身分証明書等でご本人確認させていただく場合があります。
- 各種割引は適用できません。
- 商用目的の取材・撮影は事前にお申込みいただき、当社の許可を得たうえでご参加ください。
- 記載の観光・イベントの内容・期間は予告なく変更となる場合がございます。ご了承ください。
- 当パンフレットに掲載の写真およびイラストはすべてイメージです。
- 掲載の風景写真は、時期・気象状況により実際と異なる場合がございます。
- 行程内の時刻は変更となる場合がございます。
- 当パンフレットの情報は2025年4月現在のものです。
- ご旅行条件は本冊子の旅行条件書をご確認の上、お申込みください。

- ・THE ROYAL EXPRESS「北海道クルーズトレイン」は「国内旅行傷害保険」付旅行となっております。
- ・保険金のお支払いは国内旅行傷害保険約款、特約に基づきます。
詳しい保険の内容は「<https://www.the.royalexpress.jp/hoken.pdf>」からご覧になれます。
- 【取扱代理店】東急保険コンサルティング株式会社
- 【引受保険会社】あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

THE ROYAL EXPRESS

国内募集型企画旅行条件書

※申し込みの際は必ずこのご旅行条件書を十分にお読みください。

(この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面、及びこの書面のとおり旅行契約が締結された場合は第12条の5により交付する契約書面の一部になります。)

1. 募集型企画旅行契約

(1) このご旅行は、東急株式会社(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結(以下「旅行契約」といいます)することになります。
(2) 旅行条件については募集広告、パンフレット類(日程表を記載)、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)及び当社旅行規約(募集型企画旅行契約の部)によります。

(3) 当社は、お客さまが当社の定める旅行日程表に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供をうけることができるように、手配及び旅程管理を行うことを引き受けま

2. 旅行の申し込みと旅行契約の成立

(1) 当社所定の旅行申込書(以下「お申込書」といいます)に所定の事項を記入の上、下記(4)のお申込金(お一人様につき)又は旅行代金の全額を添えて申し込まいただきます。

(2) お申込金は旅行代金、取消料、又は道約料の一部又は全部として取扱います。

当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けることがあります。この際、ご予約の時点で、契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内(または当社が定めた期間内)にお申込書の提出とお申込金の支払いを行っていただきます。この期間内にお申込金の支払いがなかった場合、当社は申し込みがなかったものとして取り扱います。

(3) お申込金(お一人様)

旅行代金	お申込金
3万円未満	6,000円
3万円以上6万円未満	12,000円
6万円以上10万円未満	20,000円
10万円以上15万円未満	30,000円
15万円以上	旅行代金の20%以上

ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。

(4) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾した本項(3)のお申込金を受領したときに成立するものとします。

(5) 当社提携クレジットカード会社のカード(以下併せて「提携会社のカード」といいます)の会員(以下「会員」といいます)より、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申し込みを受け会員の署名なくして旅行代金等の当社に対する金銭債務(以下「旅行代金等」といいます)の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。))により旅行契約を締結する場合は通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

①契約成立は電話の場合は当社が承諾をした時に、その他の通信手段による場合は当社が承諾する通知を発した時とします。
②「カード利用日」とは旅行代金等の支払いまたは払い戻しの債務の履行をすべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

③与信等の理由により会員の申し出のクレジットカードで支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第13項の取消料と同額の道約料を支払います。ただし、当社が別途指定する日までに現金により旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

(6) 団体・グループ契約

①当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項(6)の②～⑤の規定を適用します。

②当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者とその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

③契約責任は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
④当社は、契約責任者が構成員に対して親に負う、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。

⑤当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が専任した構成員を契約責任者とみなします。

3. 申し込みの条件

(1) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。

(2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、申し込みをお断りすることがあります。

(3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、申し込みの際に、お参加にあたり特別な配慮が必要になる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれら状態になった場合に不慮に申し出ください)。あらためて当社からご案内いたしますので旅行中に必要となる措置を具体的に申し出してください。

(4) 前号の申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面でもそれをお申し出いただくことがあります。

(5) 当社は、旅行者の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。

(6) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診察又は加療が必要と判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとることがあります。これにかから一切の費用はお客様のご負担となります。

(7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。

(8) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき、

(9) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、又は総会屋等その他反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(10) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(11) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為又はこれらに準じ行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(12) その他当社の業務上の都合があるときには、申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面

(1) 当社は、契約の成立後速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお渡しいたします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。

(2) 旅行契約が成立した場合、このご旅行条件書は契約書面の一部となります。当社が手配し、旅程を管理する旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

5. 確定書面(最終日程表)の交付

(1) 契約書面において旅行日程または運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面の交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日)以前の日までに旅行開始日までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます)をお渡しいたします。この場合、当社が手配し、旅程を管理する旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところと特定されます。

(2) 本項(1)の場合において、手配状況の確認を希望する方から問い合わせがあった時は、確定書面の交付前であっても当社が手配状況についてご説明いたします。

6. 旅行代金の支払い

(1) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前に申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。

(2) 当社は、提携会社のカードにより、所定の伝票への会員の署名なくしてご旅行代金等の支払いを受けま。この場合は、カード利用日は旅行契約成立日とします。

7. 旅行代金の適用

(1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金になります。

(2) 旅行代金はパンフレットに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。

8. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃、料金(コースにより等級が異なります)。別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料等。

(2) 添乗員が同行するコースでは、これらに添乗員報酬、団体行動に必要な費用を含みます。

(3) パンフレットに旅行代金に含まれるものとして明示したものをいいます。

本項(1)～(3)についてお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前8項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1) 超過手荷物料金(各運送機関で定めた重量・大きさ・個数をを超える分について)
(2) グループ代、電報電話等通信料金、追加観光費等の個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料金

(3) 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費

(4) 別途希望により1人部屋に帰する費用(ただし、団体旅行の場合は当社の追加料金)

(5) 希望者のみ参加する別途料金のオプションツアー等の経費

(6) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

10. 任意の旅行傷害保険料

11. 旅行の取消の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらずに運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由と因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の企画旅行契約の内容

を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときはその改訂分だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にその旨をお客さまにご連絡いたします。

(2) 当社は、旅行の実施に要する費用の減少に伴う契約内容の変更又は前項の規定に基づく旅行の実施に要する費用(契約内容の変更に伴い発生する取消料・道約料その他必要な費用を含みます)の増加に伴う契約内容の変更(運送・宿泊機関等当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものは除きます)がなされた時、当社は変更差額分だけ、旅行代金を変更することがあります。

(3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、企画旅行の契約成立後、当社の責に帰すべき事由により当該旅行利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更することがあります。

12. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する実費を申し受けます。なお、契約上の地位の譲渡は当社が承諾した時に効力を生ずるものとし、以後、契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

13. お客様による旅行契約の解除

(1) お客様はいつでも次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただいて旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申し込み店舗の営業時間内にお受けします。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻しいたします。通信契約を締結した場合、当社は、提携会社のカードにより、所定の伝票への会員の署名なくして取消料の支払いを受けま。この場合、解除のお申し出があった日をカード利用日とし、既に収受している旅行代金から取消料を差し引いた差額を直接払い戻します。

(2) 申込金のみで本項(1)の取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、旅行契約成立後にコース及び出発日を変更された場合も下記の取消料の対象となります。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	旅行契約の解除日	取消料
	①21日以前にあたる日以前の解除(日曜日旅行にあたっては11日目)	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	②20日以前にあたる日以降の解除(日曜日旅行にあたっては10日目)、③～⑥を除く	旅行代金の20%
	③7日目にあたる日以降の解除(④～⑥を除く)	旅行代金の30%
	④旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	⑤旅行開始当日の解除	旅行代金の50%
	⑥旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

企画旅行の宿泊プランのみを内容とする場合

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	旅行契約の解除日	取消料
	①6日目にあたる日以前の解除	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	②5日目にあたる日以降の解除(③～⑤を除く)	取消人員が14名以下の場合 無料 取消人員が15名以上の場合 旅行代金の20%
	③3日目にあたる日以降の解除(④～⑤を除く)	旅行代金の20%
	④旅行開始当日の解除	旅行代金の50%
	⑤旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

当社の責任とならないローンの取扱上は前項の規定に基づき取消料を申し受ける場合も上記取消料をお支払いいただきます。また、旅行代金が期日まで支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、上記の取消料で道約料をいただきます。

③お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始後に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。

①契約内容の変更が第21項の表中(1)～(8)に掲げる項目その他の重要な旅行内容の変更であるとき。

②第11項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、お客さまの責に帰すべき事由による場合となるとき、又は不可能となるおそれがあるとき、

④当当社がお客様に、別途定める期日まで確定書面を交付しなかったとき。

⑤当当社が責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(4) 旅行開始後

①お客様のご都合により途中で契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

②お客さまの責に帰さない事由により契約書面、又はパンフレット等に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、又は当社がその旨を告げたとき(1)の規定により、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領ができなくなった部分を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領ができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、当社の責に帰すべき事由にらなない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料・道約料その他の既に支払ひ、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

14. 当社による旅行契約の解除

(1) お客様が当社所定の期日まで旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは前項の取消料に相当する額の道約料をお支払いいただきます。

(2) 旅行開始当日は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行契約を解除することがあります。

①お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行の条件を満たしていないことが判明したとき。

②お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に附えられないと認められるとき。

③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

④お客様が第3項(9)(10)(11)のいずれかに該当することが判明したとき。

⑤お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

⑥お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日曜日旅行については3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨を通知します。

⑦スキーを目的とする旅行における必要な積雪量等の不足のため、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。

⑧天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

⑨通信契約を締結した場合であって、会員の有するクレジットカードが無効になる等、会員が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を、クレジットカード会社のカード会社規約に従って決済することができなくなったとき。

(3) 当社は本項(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から前項の取消料と同額の道約料を差し引いて払い戻しいたします。通信契約を締結した場合は、提携会社のカードにより、所定の伝票への会員の署名なくして道約料の支払いを受けま。この場合、解除の通知を行った日をカード利用日とし、既に収受している旅行代金から道約料を差し引いた差額を直接払い戻しいたします。

(4) 旅行開始後当社に次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客さまに理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。この場合、旅行代金のうちお客さまがいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料・道約料その他の既に支払ひ、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客さまに払い戻しいたします。

①お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に附えられないと認められるとき。

②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への违背、これらの者又は同行する他のお客様が旅行に伴う措置を実施するための重要な変更を要する事由が生じた場合、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

③お客様が第3項(9)(10)(11)までをのいずれかに該当することが判明したとき。

④天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき、また、上記①及び④の場合より、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の責に応じて、旅行の取消にご負担で出発地までの必要な手配を受け取ります。

15. 旅行代金の払戻し

当社は、第11項により旅行代金を減額した場合、又は上記の当社あるいはお客様による旅行契約の解除において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始後に払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除が生じた場合においては当該書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。但し、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して、取消料・道約料その他のの名目で既に支払ひ、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。

16. 旅程管理(添乗員同行プラン)

当社は、お客様に対し次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力いたします。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

(1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあるとき、旅行契約の内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。

(2) 前(1)に措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらず、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう旅行契約の内容の変更を最小限にとどめるよう努力いたします。

(個人旅行プラン)

個人旅行プラン等添乗員が同行しない旅行、あるいは添乗員が同行しない区間においては、お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券を出発前にお渡しいたします。旅行サービスの提供を受けるための手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。この場合、変更に伴い追加発生した費用はお客様の負担となります。

17. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければならないものとします。

18. 添乗員

(1) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明記します。

(2) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて、第16項に掲げる業務その他当社が必要と認める業務の全部または一部を行わせることがあります。

(3) 本項(1)の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は8時から20時までとなります。

19. 当社の責任及び負責事項

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日曜日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日曜日から起算して、国内旅行にあつては14日以内に当社に通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。

(3) お客様が次に例示するような事由により損害を被らした場合におきまして、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止

②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害

③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止

④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更・中止

⑤自由行動中の事故

⑥食中毒

⑦盗難

⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

20. 特別補償

(1) 当社は、第19項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、募集型企画旅行約款の特別補償規程に定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被らした一時的な損害についてあらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

(2) (1)の損害について、当社が第19項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度については、当会社が定める補償金とみなします。

③お客様が募集型企画旅行中に被らした損害が、お客さまの故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動のスケジュール、山岳登山、ボブスレーン、ハングライダー操縦などによるものであるときは、当社は本項(1)の補償金、見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

21. 旅程保証

(1) 当社は、下記左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます)が生じた場合は、旅行代金に両表右欄に記載した額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合はこの限りではありません。

①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、遅延・運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置。

②第13項から第14項までの規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更。

(2) 下表左欄(1)～(8)の項目につき「1件」とは、運送機関の場合は1フライト、1乗車、1乗船につき、また宿泊機関については、1泊につき、その他のサービス提供内容の場合は、各変更項目1変更につき、それぞれ1件として数えます。従って同一旅行内容中の複数個の補償も受け得ます。

(3) 下表の右欄「1件当たり」の率は、1件ありの「旅行代金」に対する率をいいます。又、上記の率は「旅行開始日前に変更通知した場合」、下記記載の率は「旅行開始後に変更通知した場合」です。

(4) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がお客さま1名に対してひとりの旅行契約につき支払う変更補償金の額は、旅行代金15%を乗じて得た額を上限とします。また、お客様1名に対してひとつの旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、変更補償金は支払いません。

(5) 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を返還しなければならないとします。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額とを相殺した残額を支払います。

(6) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始前に変更通知した場合	旅行開始後に変更通知した場合
	1.5%	3.0%
①契約書面に記載した旅行出発又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他旅行内容の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより良い料金等のものの変更(変更後の等級および施設の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りま)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥旅行書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

22. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客さまが当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、お客様による取消料、道約料その他の支払ひにかかわらず、当社はお客さまに対し損害の賠償を請求します。

(2) お客様は、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の企画旅行契約の内容についてご理解いただくよう努めてください。

(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領できますよう、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者者にお申し出ください。